

建設業におけるアーク溶接等作業の安全（特別教育用テキスト）（No.120200）

〈第5版 令和7年10月7日〉

補 足 資 料

テキストに掲載している関係法令の条文について、今後施行される改正条文を補足内容欄に掲載しますので、ご参照ください。

令和7年10月28日

頁	第5版（令和7年10月7日）	補足内容
118 頁	（労働者の責務） 第4条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。	（労働者の責務） 第4条 労働者及び労働者以外の者で労働者と同一の場所において仕事の作業に従事するものは、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。 令和8年4月1日から施行
121 頁	第25条の2 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。 1 労働者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。 2 労働者の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。 3 前2号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、労働者の救護に関し必要な事項を行うこと。 ②（略）	第25条の2 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い作業従事者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。 1 作業従事者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。 2 作業従事者の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。 3 前2号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、作業従事者の救護に関し必要な事項を行うこと。 ②（略） 令和8年4月1日から施行
121 頁	第26条 労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。	第26条 労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。 令和8年4月1日から施行
121 頁	第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。 ②（略）	第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。 ②（略） 令和8年4月1日から施行

頁	第 5 版（令和 7 年 10 月 7 日）	補足内容
122 頁	（元方事業者の講ずべき措置等） 第 29 条 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の<u>労働者</u>が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を<u>行</u>なわなければならない。 ② 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の<u>労働者</u>が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を<u>行</u>なわなければならない。 ③ 前項の指示を受けた関係請負人又は<u>その労働者</u>は、当該指示に従わなければならない。	（元方事業者の講ずべき措置等） 第 29 条 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人に<u>係る作業従事者</u>が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を<u>行</u>わなければならない。 ② 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人に<u>係る作業従事者</u>が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を<u>行</u>わなければならない。 ③ 前項の指示を受けた関係請負人又は<u>関係請負人に係る作業従事者</u>は、当該指示に従わなければならない。 令和 8 年 4 月 1 日から施行
122 頁	（特定元方事業者等の講ずべき措置） 第 30 条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の<u>労働者</u>の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。 1～6（略） ②～④（省略）	（特定元方事業者等の講ずべき措置） 第 30 条 特定元方事業者は、その労働者である<u>作業従事者</u>（当該労働者である<u>作業従事者のほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。</u>）及び関係請負人に<u>係る作業従事者</u>の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。 1～6（略） ②～④（省略） 令和 8 年 4 月 1 日から施行
122 頁	第 30 条の 2 製造業その他政令で定める業種に属する事業（特定事業を除く。）の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の<u>労働者</u>の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。 ②～④（省略）	第 30 条の 2 製造業その他政令で定める業種に属する事業（特定事業を除く。）の元方事業者は、その労働者である<u>作業従事者</u>（当該労働者である<u>作業従事者のほか、労働者以外の当該元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。</u>）及び関係請負人に<u>係る作業従事者</u>の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。 ②～④（省略） 令和 8 年 4 月 1 日から施行
123 頁	（注文者の講ずべき措置） 第 31 条 特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料（以下「建設物等」という。）を、当該仕事を行う場所においてその請負人（当該仕事为数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の<u>すべての</u>請負契約の当事者である請負人を含む。<u>第 31 条の 4 において同じ。</u>）の<u>労働者</u>に使用させるときは、当該建設物等について、<u>当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。</u> ②（略）	（注文者の講ずべき措置） 第 31 条 特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料（以下「建設物等」という。）を、当該仕事を行う場所においてその請負人（当該仕事为数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の<u>全ての</u>請負契約の当事者である請負人を含む。）に<u>係る作業従事者（労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。）</u>に使用させるときは、当該建設物等について、労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。 ②（略） 令和 8 年 4 月 1 日から施行

頁	第 5 版（令和 7 年 10 月 7 日）	補足内容
123 頁	（譲渡等の制限等） 第 42 条（略） （新設） （新設）	（譲渡等の制限等） 第 42 条（略） ② <u>事業者は、前項の機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、労働者に使用させてはならない。</u> ③ <u>事業者（厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する者に限る。）又は個人事業者（これらの者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者（以下「作業従事役員等」という。）は、自ら第 1 項の機械等を使用して、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合には、当該機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、これを使用してはならない。</u> 令和 9 年 4 月 1 日から施行
123 頁	（型式検定） 第 44 条の 2 <u>第 42 条の機械等のうち、別表第 4 に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録型式検定機関」という。）が行う当該機械等の型式についての検定を受けなければならない。ただし、当該機械等のうち輸入された機械等で、その型式について次項の検定が行われた機械等に該当するものは、この限りでない。</u>	（型式検定） 第 44 条の 2 <u>第 42 条第 1 項の機械等のうち、別表第 4 に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録型式検定機関」という。）が行う当該機械等の型式についての検定を受けなければならない。ただし、当該機械等のうち輸入された機械等で、その型式について次項の検定が行われた機械等に該当するものは、この限りでない。</u> 令和 9 年 4 月 1 日から施行
125 頁	（文書の交付等） 第 57 条の 2 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第 56 条第 1 項の物（以下この条及び次条第 1 項において「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項（前条第 2 項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合には、この限りでない。 1～7（略） ② <u>通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知するよう努めなければならない。</u> ③（省略）	（文書の交付等） 第 57 条の 2 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第 56 条第 1 項の物（以下この条及び次条第 1 項において「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する者（次項、第 3 項及び第 9 項並びに第 100 条第 1 項において「通知対象物譲渡者等」という。）は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項（前条第 2 項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合には、この限りでない。 1～7（略） ② <u>通知対象物譲渡者等は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知しなければならない。</u> ③～⑨（省略） 令和 8 年 4 月 1 日から施行 ②の改正は令和 7 年 5 月 14 日から起算して 5 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

頁	第 5 版（令和 7 年 10 月 7 日）	補足内容
125 頁	（安全衛生教育） 第 59 条（略） ②・③（略） （新設）	（安全衛生教育） 第 59 条（略） ②・③（略） ④ <u>作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。</u> 令和 9 年 4 月 1 日から施行
126 頁	第 60 条の 2 事業者は、前 2 条に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。 （新設） ② 厚生労働大臣は、<u>前項</u>の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。 ③（省略）	第 60 条の 2 事業者は、前 2 条（<u>第 59 条第 4 項を除く。</u>）に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている労働者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。 ② <u>作業従事役員等は、労働者と同一の場所において危険又は有害な業務に就くときは、第 59 条第 4 項に定めるもののほか、当該作業を行う場所における安全衛生の水準の向上を図るため、安全又は衛生のための教育を受けるように努めなければならない。</u> ③ 厚生労働大臣は、<u>前二項</u>の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。 ④（省略） 令和 9 年 4 月 1 日から施行
128 頁	（使用停止命令等） 第 98 条（略） ② 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、前項の規定により命じた事項について必要な事項を<u>労働者</u>、請負人又は建築物の貸与を受けている者に命ずることができる。 ③・④（略）	（使用停止命令等） 第 98 条（略） ② 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、前項の規定により命じた事項について必要な事項を<u>作業従事者</u>、請負人又は<u>機械等若しくは</u>建築物の貸与を受けている者に命ずることができる。 ③・④（略） 令和 8 年 4 月 1 日から施行